

2019年5月1日

改元についてのお知らせ

☆手形・小切手の取扱い

- ・ 手形・小切手に記載される日付については、和暦にてご記入ください。
- ・ 「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）もご利用頂けます。
- ・ 改元までに発行された「平成」表記の手形・小切手については、支払期日等が改元後であっても、新元号によるものと読み替えてお取扱い致します。
- ・ 未使用の「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を二本線で新元号に訂正してご使用ください。この場合、元号の訂正印がなくても問題ございません。
- ・ 手形・小切手の新元号の表示方法は、「（新元号）元年●月●日」と、「（新元号）1年●月●日」のどちらでも差し支えございません。

☆各種帳票類に関する取扱い

- ・ 当組合では、お客様にご記入いただく各種帳票類や当組合が発行する帳票類において、元号を使用している場合がございます。
- ・ 当組合では新元号が公表され次第、順次、各種帳票類の差替作業を進めさせていただきますが、状況によっては5月1日以降も引き続き、「平成」元号を使用する場合がございます。
- ・ 「平成」元号の用紙を新元号に訂正のうえご利用頂く場合がございますので予めご了承願います。

※ご不明の点がございましたら、お近くの「いとしん」へお問い合わせください。

☆ご注意ください！

全国銀行協会等を装い、改元を口実にキャッシュカードをだましとろうとする詐欺が確認されています。銀行協会職員や金融機関職員が自宅を訪問してキャッシュカードを預かることや暗証番号を聞き出すことは絶対にありません！

 糸魚川信用組合